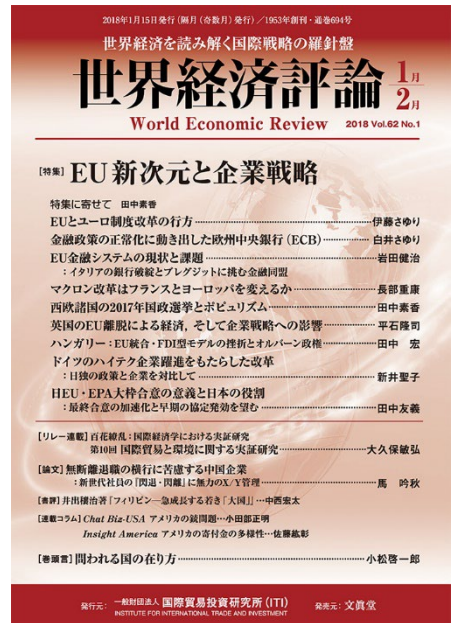


本論文は

世界経済評論 2018年 1/2月号

(2018年 1月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

アメリカの寄付金の多様性

佐藤 紘彰

目元の涼しい友人アレクシス・サンボーンさんが日本の学校給食について documentary を作る、そのため日本で援助金を出すところを探しているという。2009年から2年ほど松江の近郊の学校で英語を教えた時、給食に痛く感激した。その後ハーバードで修士を取り、今ニューヨーク大学で働いている。設けているウェブサイト Nourishing Japan に示すとおり、すでにいくつかの日本の団体から支援を得ているが、日本に行って映画を作るにはお金がかかるという。

寄付金を送る日系企業

これで思い出したことがある。日本経済が膨張を続けていた1980年代には多くの勤め先のジェットロ・ニューヨークでも日本企業の寄付について問い合わせが多くなった。なかなか寄付をしないという。そうだろうと思った。メトロポリタン美術館に日本部門を特設することになったとき在米日系企業に寄付金を呼びかけたが、みな渋る。それを聞いた大平正芳首相の発議で日本政府が必要資金の半分を出した。そこでようやく日系企業が寄付金に応じた、と言ったのは同美術館のアジア古美術品修復に携わっていた友人だったか、どうか。

そこで調べると、日本の税制では課税控除の寄付金の種類が極めて限定されている。それに対してアメリカでは寛大だ。例えば、それに先立つ数年前はくが会長をつとめたアメリカ俳句協会の場合、内国歳入局（IRS）に非営利団体として簡単な登録すれば寄付金は免税となった。

ここでいう寄付金の定義は広い。例えば、俳句協会は必要経費の大半を少額の会員費で賄う、その会員費も免税の対象になる。以来、こうした俳句グループではコンテストをやって賞金を出すようになったが、それに必要な経費にも会員または外部の人が寄付金を出せば、それも免税となる。

かつて画家になろうと志望した妻はメトロポリタン美術館ほかにいくつか美術館の会員になっている、その会員費も皆免税である。

アメリカで美術館などに個人の名前が付いているのは、そうした寄付金は免税となるからだ。例えば、2年前リンカーン・センターのニューヨーク交響楽団の本拠たる建物の名がエイブリー・フィシャー・ホールからデイヴィッド・ゲフィン・ホールに変わったのは、ポップ音楽やハリウッドなど娯楽界で巨万の富を築き上げたゲフィンが1億ドルを寄付しことによる。

もともと1962年に建てられたこのビルは当初は単に「交響楽ホール」といったが、1973年、音響分野で功績のあったエイブリー・フィシャーがニューヨーク交響楽団に1050万ドル（現価5700万ドル）を寄付したのを機にその名を讀えるためその名を冠した。今回の名前変更では当然ながら一悶着があったようだが、1994年に亡くなったフィシャー自身は名をつけて讀えるなんて不要と言ったという。

寄付、助成金、免税

アレクシスさんの助成金云々で、友人の坂上しのぶさんに尋ねてみた。ヤマザキマザック美術館学芸員のしのぶさんは *James Lee Byars: Days in Japan* という本を最近英語にして出した。本は世界的に有名になったアメリカ人が芸術家として自らを形成した日本時代のことを辿るが、英訳と出版に多大の経費がかかったので、ほくは心配していた。ところが、ポーラの文化振興財団からぼんと補助金が出たという。

しのぶさんによると、そういう文化助成は日本ではメセナと呼ぶと言う。そこでちょっと見ると、なるほど企業の助成活動は広まっているようだ。それも、ちょうどぼくがジェットロで寄付金に関わ

る日本の税制を調べた頃から始まったらしい。

そこで、アメリカでの免税団体と活動の種類をIRSで見ると大きく次のようになる。

- ・慈善団体
- ・教会その他の宗教団体
- ・政治団体
- ・民営財団（基金）
- ・その他の非営利団体（活動）
- ・寄付金

もちろん問題も多い。中で一番の問題は政治寄付金だろう。最近では2002年の選挙運動改革法やCitizens Unitedに関わる訴訟で、最高裁が憲法修正第一項「言論の自由」に基づき政府寄付規制を大幅に骨抜きにした。

寄付に依存する団体

いずれにせよ、アメリカでは民間人や法人の寄付金に依存する活動や団体は多い。はくの妻は寄付を「市民の義務 civic duty」の一つと考え、いくつもの寄付をする。仮に去る夏はくらが友人の山荘で過ごした一週間、アパートで郵便で受け取った寄付依頼のいくつかを見ると、次のようになる。いくつかは妻が寄付したもの、他は妻が寄付することを知った団体からのものである。一旦寄付をすると名前と住所などが他の団体に広がる。

American Civil Liberties Union (ACLU) : 1920年、憲法が保障する個人の権利と言論の自由を擁護することを目的としてヘレン・ケラーなどにより設立された団体。ナチ共鳴者のデモ行進ですら擁護したことで有名。トランプが大統領になってから「団結して反抗」を標語として掲げ、寄付金が通常の6倍跳ね上がって2400万ドルに達した。
The Fresh Air Fund : 1877年、ニューヨーク市

の低所得者の子弟が主に夏の間田舎で新鮮な空気を楽しめるよう設立された。現在の主任は、ブラジル出身の母とパレスティナ人ムスレムを父とするFatima Shamaというカトリック教徒女性。

The Nature Conservancy : 1951年、自然擁護のために設立。比較的人間に犯されていない地域を買い取るか、その他の手段で保護する。活動は世界中に及び、現在4800万ヘクタールを所有、資産は67億ドルに達するという。

Southern Poverty Law Center : 1971年、訴訟を通じて公民権と公益を保護するべく設立された法律団体。人種差別、憎悪犯罪と戦うことを主な目的。トランプが大統領になってからは排外主義と白人至上主義と戦っている。

Common Cause : 1970年、ジョンソン政権で保険教育福祉長官をつとめた共和党員ジョン・ガードナーが、アメリカの選挙制度の改善、なかんずく「政治における金の役割」を払拭することを目標として設立した。目下の主目標はgerrymanderによる選挙区の歪みの是正と大統領選挙の国民投票（選挙人制度の廃止）を含む。ニューズレターでは「トランプ政権は絶えず基本的民主主義的価値観を攻撃する」と述べる。

Public Citizen : 1971年、ラルフ・ネイダーが設立した消費者団体。ただし、2000年ネイダーが大統領選挙に立候補した結果アル・ゴア候補がブッシュ候補に負けたことを理由にしてネイダーとの関係を切った。運輸、公衆衛生、原子力発電面での規制強化を進め、加えて、それら分野での訴訟を専門とするそれぞれの部門を持つ。

この他、寄付に基づく団体は多種多様である。

さとう・ひろあき ジャンパン・タイムス コラムニスト